令和6年第1回定例会　　予算特別委員会議事録（令和6年3月25日）
総括質疑 及び 反対討論 及び 附帯意見提出議事録

△北山委員の総括質疑
○松倉委員長 次に移ります。
北山委員。
◆北山委員 無所属の北山でございます。
前回、時間切れで途中となっておりました民生費、学童クラブ事業費と児童館管理運営事業費について、再度お尋ねをいたします。
前回の質疑において、令和6年度からの児童館、学童クラブ委託事業者の決定に当たり、契約に係る一連の手続と応募者があった2者の企画提案内容等について情報開示を求めましたが、肝心の企画提案書の内容や落選者の見積提示額、また、審査委員会の議事録など、審査の確証となる資料が開示されませんでした。
また、今回のプロポーザル審査が公正に執行されたことを立証するよう求めましたが、疑問が晴れるどころか、むしろ、官製談合防止法に抵触する可能性すら疑われる状態のまま、時間切れとなってしまいました。
この総括質疑においても疑念が晴れないようであれば、不本意ながら、本件の契約手続が適正であったかどうかの審査と判断は、資料を全て見ることもできる監査委員に委ねるしかないと考えております。
しかし、本来、条例や予算契約等といった行政行為のチェックは、地方自治法第96条によって、議会にその権能が与えられております。その点を重々踏まえ、地方公務員法の理念にのっとった真摯な御答弁をお願いいたします。
それでは、質疑をさせていただきます。
他の委員も前回サイドボックスに上がっている資料等を参考としてください。
事前レクチャーの際に、道内の近郊都市における学童クラブや児童館などの運営状況について、いわゆる直営なのか、業務委託なのか、指定管理なのかを調べていただくようお願いをしておりました。
まずは、その結果からお尋ねをいたします。
◎浅井こども福祉部長 お答えいたします。
運営委託の他自治体の運営状況でございますけれども、令和3年度からの民間委託の検討の際には、児童館内に学童クラブを設置している本市と同様の施設形態で民間委託を実施または検討していた旭川市や苫小牧市、道外の自治体を参考としたものであります。
また、現在の近隣市の状況につきましては、学童クラブについては、江別市の直営を除きまして業務委託となっており、公募型プロポーザルからの随意契約と1者の随意契約を行っている場合があります。

また、児童館につきましては、複合的な施設や収益のある自主事業を行う施設もあるなど、その施設形態によって指定管理者制度と公募型プロポーザルによる業務委託に分かれているところでございます。

以上であります。

◆北山委員　分かりました。

いろいろな形態が存在していることの確認を受けました。

いただいた資料の1、業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領の6ページです。

第13にあるスケジュールの中で、予定と書かれている下3行の部分、プレゼンテーション審査日、審査結果の通知日、契約締結日、この3つについて正確な期日を教えてください。

◎浅井こども福祉部長　お答えをいたします。

まず、プレゼンテーションの審査につきましては令和5年9月6日、審査結果の通知につきましては同年9月22日、契約締結日は同年12月26日となってございます。

以上であります。

◆北山委員　個々の契約締結に際して、5年間の委託料の契約金額を受託者の見積提示額20億4,184万4,000円と同額とされておりますが、この見積提示額の積算内容が妥当であるとの精査、つまり、人件費積算の妥当性などについて、これは財政担当者等を交えた事後検証は行ったでしょうか。行ったか、行っていないかだけの回答で結構でございます。

◎浅井こども福祉部長　お答えいたします。

検証については行っております。

今回の委託料につきましては、単年度でいいますと、2,000万円ほど上ってございます。上っている内訳につきましては、今回の委託では児童館は10館、学童クラブは18クラブの運営を委託しておりまして、人件費では児童指導員と賃金の上昇分による増になっておりまして、この部分で約1,500万円、事業費では費目ごとに増減はありますけども、消耗品や今年度市が整備したWi－Fi環境に係る通信運搬費などの増によって約300万円、一般管理費で約200万円の増となってございます。

以上であります。

◆北山委員　次に、各審査委員が評価点をつけた審査票の集計です。

これは、今、お聞きしたプレゼンテーション審査日が昨年9月6日、審査結果の通知日が9月22日ですから、その間に行われたと思いますけれども、これは、いつ、どのタイミングで行ったのでしょうか。

○松倉委員長　暫時休憩いたします。

（午後1時28分休憩）

（午後1時28分再開）

○松倉委員長　再開いたします。

◎浅井こども福祉部長　プレゼンテーションの審査につきましては、先ほど9月6日ということで、

審査委員の評価につきましても同日に行っております。
以上であります。
◆北山委員　審査日の当日にヒアリング等を行っているとは思いますけど、今のお話だと、その日にもう評価点の審査票を集計されたということですと、これを持ち帰って例えば両者のプレゼンテーション内容をじっくりと精査する、そういう時間はなかったと思うのですけど、そういう状態のまま6名の審査員で審査を行って集計をされたという理解でよろしいですか。
◎浅井こども福祉部長　お答えいたします。
最終的な評価の点数をつけたタイミングになりますと、この審査の後にそれぞれでまず点数をつけていただくというところで、なかなか慣れていない部分もありますので、当日すぐというよりは、あのときは約1週間程度の期間を設けて審査の回答をいただいたというところにございます。
以上であります。
◆北山委員　ちょっと今のところをもう少し整理をさせていただきたいのですが、プレゼンテーション審査日の前にプレゼンテーションがあった、審査日とプレゼンテーションの期日の間に1週間程度のタイムラグがあったということでしょうか。
◎浅井こども福祉部長　お答えいたします。
少し分かりづらくて申し訳ございません。
今回のプロポーザルに当たりましては、9月6日に、事業者から、今回は2者になりますけれども、それぞれプレゼンテーションをいただきました。その後にすぐには評価できないものですから、1週間の期間を設けまして、それぞれ中身を吟味していただいて、評価をしていただいたというところになってございます。
以上であります。
◆北山委員　そうすると、審査日は9月6日だけれども、実際に審査の評価点をつけた審査票の集計は約1週間後ですから9月13日前後、要するに、審査結果の通知日の1週間から10日くらい前にされたということで大丈夫ですね。
◎浅井こども福祉部長　お答えをいたします。
時期的には、その時期になってございます。
以上であります。
◆北山委員　実際の評価点の集計なのですけれども、その集計は6名の審査員全員がいらっしゃるところで行われましたか。
◎浅井こども福祉部長　各委員からの審査の結果につきましては、事務局で集約をして取りまとめを行っております。
以上であります。
◆北山委員　そうすると、今、1週間後に評価をつけたものを持ち寄っていただいたものを市として持ち帰って、庁内で合計点の集計をされたという理解でよろしいですか。
◎浅井こども福祉部長　お答えをいたします。
そのとおりでございます。

◆北山委員　やっぱり、事後に行政の内部の人間だけで点数の集計を行ったということになると、言い方は悪いですけれども、後でその点数を書き替えるといったことも個人の前でなければできるわけです。そういったところが非常にやっぱり私としては制度設計が甘いと思うわけです。

続きます。

それぞれの委員が評価点をつけた審査票の控え、いわゆるコピーですけれども、これは今回資料のように上がっている合計点が一部ブラインドになっているものです。

これは、ちゃんと中身がブラインドされていない原本のコピーを外部委員の3名にも渡しておりますか。

○松倉委員長　暫時休憩いたします。

（午後1時32分休憩）

（午後1時32分再開）

○松倉委員長　再開いたします。

◎浅井こども福祉部長　お答えをいたします。

審査委員会の集計表につきましては、各外部委員には渡しておりませんが、どちらの方の点数が高かったということについてはお伝えしております。

以上であります。

◆北山委員　ということは、事後に例えば今から外部委員の皆さんに評価点を再チェックしてほしいといっても、御本人たちの記憶に頼る以外に方法はないと感じます。

資料4の審査点一覧を見ますと、審査点の内訳が黒塗りでブランドされていて各審査員の合計点だけが公表されています。それぞれの審査員の得点差を見ますと、一番点差が多い委員で19点、少ない委員では僅か1点、一人の審査員の評点にこれだけ差があるということは、審査員それぞれの主観による個人差が大きいということだと私は思います。

審査員の母数を6名から例えば10名、20名に増やしたり、審査委員を入れ替えた場合、結果が覆ることも十分考えられるのではないかと思います。

ちなみに、審査員である市の幹部職員の3人の名前は出ていますので、その評定を見ますと、浅井部長が13点差、中村次長が3点差、細貝センター長が4点差となっております。

これ、一番大差をつけた委員長の浅井部長のみで結構ですので、個人的に2者の評価が大きく異なったポイントだけ教えてください。

○松倉委員長　暫時休憩いたします。

（午後1時34分休憩）

（午後1時34分再開）

○松倉委員長　再開いたします。

10分休憩再開いたします。

（午後1時34分休憩）

（午後1時45分再開）
○松倉委員長　再開いたします。
◎浅井こども福祉部長　業務委託のプロポーザルに関しての評価についてでございますが、先ほど私の評価の話がありましたけども、私の評価の傾向をこの場でポイントだけというわけにもいかない部分がありますが、御質疑ですので、ちょっと複数少し述べでさせていただければと思っています。
　まず、研修体制の部分が充実していた部分とか、指導員が職種の設定などにも配慮がされていた点、児童に対して提供されるプログラムの構築とか体験活動とか、学校との連携の状況とか、そういったところを私の中では評価をさせていただくポイントだったと考えています。
　ちょっと話がそれて申し訳ないのですけども、点数のつけ方につきましては、各委員ごとの点数を合計した点数で比較するというものではなくて、今回2者出ていますので、それぞれ各委員が各提案者ごとにつけた点数の中で高いほうを採用した中で合計、順位点によって合計をしているということでございますので、必ずこういった評価というのは、私も役所の職員ですけども、同じ職員の中でも点数の開きは若干出てくる部分があるかと思いますし、外部の委員であればある程度こういった点数のレンジが出てくる可能性もありますので、順位点という形で合計点になるべく左右されない形の評価方式を採用して行わせていただいたところでございます。
　以上であります。
◆北山委員　順位点でつけたということは私も承知をしておりますが、そもそも、これだけ評価の点の個人差が大きいわけですから、委員ががらっと入れ替わったら、その1点差が逆転することだって、13点差が逆転することだってあったのではないのですかというとこを申し上げているのです。
　順位点の部分はお尋ねしていないので、そこは結構です。
　それでは、次に移ります。
　22日の今野委員の質疑の中で、アンケート調査は受託事業者が行ったとの答弁がございましたが、これは指定管理のモニタリングのように市独自のアンケートは別に行っていないのですか。
◎浅井こども福祉部長　お答えいたします。
　このアンケートについては、受託事業者が行ったものでございます。
　以上であります。
◆北山委員　そうすると事業者のみのアンケートということで、そのアンケート結果の集計に市の職員等が立ち会って中の確認、チェックはしていますか。
◎浅井こども福祉部長　お答えいたします。
　アンケートのチェックに関しましては、委託事業者から上がってきた結果を拝見させていただいたというところでございます。
　以上であります。
◆北山委員　先日の答弁でお答えになっていた85.4％の人が満足しているというのは、受託者が自分で集計したアンケート結果をそのまま受けて、今、御答弁をされたと。その内容が正しいか

どうかのチェックは、市では再検証はしていなかったということになるかと思います。
次に参ります。
当初、民間委託の際にメリットとして説明をされていた民間のほうが待遇よくフルタイムで働けるので人が集まりやすいと言われていたわけですが、今野委員の質疑によると、有期雇用職員数は令和6年度には130名程度に減っているということであります。一方、浅井部長の答弁をお聞きしますと、職員は何名程度と聞いておりますとか、職員は減っても運営に支障はないと聞いておりますとか、これは全て受託業者からの又聞きで答弁されているような印象を受けました。
どうも、市は、直接運営内容を把握していなくて、ほとんど受託事業者に丸投げをされているような印象を私としては受けたわけですけれども、そもそも業務委託契約の理由とされていた保育の質の維持に市の関与が欠かせないという欠かせない部分は、この事務分担でいうところのどこを指すのか、その辺を明らかにしていただきたいと思います。
○松倉委員長　暫時休憩いたします。
（午後 1 時51分休憩）

（午後1時51分再開）
○松倉委員長　再開いたします。
◎浅井こども福祉部長　お答えをいたします。
業務委託については市の関与を強めるということでしておりまして、配置している職員の一覧についても逐次いただいている中で、今回につきましては、先日の今野委員の答弁のとおり、多様な職種選択や正社員の形も含めまして、今後の持続可能な事業に対して取り組んでいくということでございます。
以上であります。
◆北山委員　その辺は、今後、成果指標をきちっと定めて数値的な部分で説明できるようにしておいていただきたいなと思います。
次です。
落選したA者です。この企業につきましては、本社がどこに所在して学童クラブや児童館などの施設運営に関してどの程度の受託実績があった会社なのか、ちょっと気になるところでございます。番地までおっしゃらなくて結構です。都道府県レベルで結構ですので、どこにある会社で説明に関する受託実績がどれぐらいあったのか、お分かりになればお答えください。
◎浅井こども福祉部長　お答えをいたします。
今回受託されなかった企業ですけども、本社の所在地とかを述べてしまいますと、この市の事業を実施できる事業者は大体限られてくる部分がございますので、そこにつきましては、ちょっともお答えすることはできません。
実績については、十分な実績を持ち合わせている企業となってございます。
以上であります。
◆北山委員　最後の部分をちょっと聞き取れなかったので、もう一度お願いします。

◎浅井こども福祉部長　お答えいたします。
　この種の事業の実績につきましては、十分兼ね備えている企業でございます。
　以上であります。
◆北山委員　分かりました。
　最後の確認だけさせてもらいます。
　審査委員長として、今回の契約行為に関する一連の事務に対して、これは私もずっと疑わしく感じてはおりましたが、いかなる利益共有や便宜、また、審査員に対する誘導行為、こういうことは一切図った事実はないと断言はできるでしょうか、最後に確認させてください。
○松倉委員長　暫時休憩いたします。
　　（午後１時５４分休憩）

（午後１時５４分再開）
○松倉委員長　再開いたします。
◎浅井こども福祉部長　お答えいたします。
　ちょっと最後のところが今聞き取れなかったものですから確認したのです、けれども、基本、今回の選考につきましては、適切に行われていると認識をしてございます。
　以上であります。
◆北山委員　以上で終わります。
○松倉委員長　北山委員の質疑を終わります。
　これで、総括質疑を終わります。

(中略)

△議案第９号から第１８号まで、第２３号、第２７号から第３１号まで、第３８号
○松倉委員長　議案第９号から第１８号まで、第２３号、第２７号から第３１号まで、第３８号を議題といたします。
　ただいまから、討論を行います。

(中略)

○松倉委員長　次に、この議案に反対の委員の発言を許可いたします。
　北山委員。
◆北山委員　無所属の北山敬太です。
　本委員会の議案のうち、議案第９号令和６年度千歳市一般会計予算に反対する立場から討論を行います。
　私は、これまで、新年度当初予算に反対の立場を表明したことはございません。議会において市

長が編成した予算を否決することは、行政の停滞や市民生活に広範な影響を及ぼす可能性があることから、これを安易に行うべきではないことは私も重々心得ております。

しかしながら、今般、この予算特別委員会の中で質疑を行いました児童館・地域子育て支援センター運営委託料に係る事業者選定の妥当性と手続の透明性について、本日改めて総括質疑を重ねた上でも、その疑念が晴れることはありませんでした。

この学童クラブ、児童館の民間委託に関しては、令和元年11月の厚生環境常任委員会で初めてその意向が示されました。私は、当時、委員長を務めておりましたが、改めて議事録を確認したところ、当初、まず3年間の契約期間としたことについて質疑があった際、最初の委託契約から委託業務の内容などをしっかりと吟味して、検証の上、次期委託契約に結びつけようという目的から、他の自治体では5年のところを、本市においては、まず3年間委託をかけて課題などを洗い出し、その後、次期の契約期間を検討しようと考えているといった旨の説明を受けております。

ところが、さきの質疑で明らかになっているとおり、この3年間モニタリングに類するような事業成果のチェック、課題の洗い出しは行われておらず、事業成果を訪ねた際には、当初には説明のない利用者アンケートの結果を持ち出し、そのアンケートについても、今野委員が質疑の中で調査対象者でありながら確認をしていないと指摘をしております。

さらに、2者が応募したプロポーザル審査に関しても、その企画提案書や議事録も公開しないばかりか、指定管理者選定のプロポーザルでは公にしている落選者の見積提示額すら公表しないという徹底した情報の秘匿、千歳市子ども・子育て会議から選任した2名の外部委員も行政側からの指名で選ばれており、4年前の選定時には公開されていた肩書も明らかにされないなど、受託者の審査が行政側の都合いかんでいかようにも操作できる制度設計となっていたことは明らかです。

3年間の当初委託契約期間の後、委託契約の続行、契約期間、受託者選定の手続方法やスケジュール、そして、選定結果や契約が締結された事実すら正式な議会報告はなく、また、今申し上げたような数々の疑念に対し、確たる証拠を示して説明することなく、その場しのぎの詭弁を弄して正当化しようとする様子をうかがい、5年間で20億円を超える業務委託契約の手続に、やはり何らかの不正や作為があったのではないかと懸念もまた深めるところです。

質疑の中でも触れましたが、まちづくりの主役は市民である。行政は、クライアントである市民から適切なまちづくりを委託されたいわばコンストラクターです。クライアントの意向を確認せず、また、その要求に反したまちづくりを行うことは許されません。公金を使う以上、いかなる行政事務であっても、法令を遵守し、市民の疑問、疑念に対してつまびらかな情報開示と明確な説明責任が求められます。

今後、千歳市には、ラピダス社の操業に合わせて、全国あるいは世界各地から高度な学識を持つ方々が多数転入してくるものと予想をいたします。このような国際的価値観が求められる時代に、このような千歳独自のローカルルールがもはや通用するわけはありません。

私は、市議会議員となって丸9年がたちましたが、この予算審議の中で疑問を払拭できず、監査委員に委ねざるを得ないと判断したことについて、今回ほど議員としての無力感と屈辱を感じたこ

とはありません。
議員各位も御存じのとおり、地方自治法第2条第14項では、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないと定めております。
また、同様に、地方財政法第4条第1項では、地方公共団体の経費は、その目的を達するための必要かつ最少の限度をこえて、これを支出してはならないとされております。
この予算特別委員会は、市長が編成し、議会に提案された各種の予算案が、まさに今申し上げた法の趣旨に合致しているかどうかをつぶさに検証する機会であります。間違いを許されないのが行政事務でありますが、その中には、往々にして錯誤や不作為、成果の期待できない事業、無駄な予算の執行、そして、時には事故や不正行為といったものが紛れ込みます。それらはもう一人一人の議員が見つけ出し、全体として一つ一つ潰していくのが二元代表制の一翼である議会とそれを構成する議員の責務です。
今回の予算質疑では、複数の委員より給食費の保護者負担増について、疑問の声が挙がりました。今回、私が取り上げたこの学童クラブ、児童館の業務委託にしても、給食費にしても、これから千歳市の未来を担ってくれる子供たちの健全育成に欠かせない施策予算であります。
ただし、幾ら議会から問題点を指摘しても、結果的に期待される改善がなされなければ、市民の目には単なるパフォーマンスとしか映りません。議会として適切な予算計上と事業の見直しを真摯に求めるのであれば、この予算が可決、成立する前に執行部に修正を促し、はっきりと言質を取っておく必要があります。
千歳市議会が議会改革を掲げてから11年が経過しましたが、行政が間違えるわけがない、不正をするわけがない、あるいは、今後、検討する、改良するという執行部の言葉を性善説でうのみにし、今般の契約や官製談合防止法に抵触する可能性すら拭い切れないままに、その事業費を含む令和6年度の一般会計予算案を可決してしまっては、行政のチェック機関である議会の権能と議員個々の認識に対してもまた、市民から疑念の目を向けられかねないのではないかと私は強く危惧をいたします。
私たち議員も、市職員同様、市民の血税から報酬をいただいている身分であります。政治に対して、これまでにないくらい厳しい有権者の目が注がれている今だからこそ、議会は、執行部との均衡の取れた緊張関係を構築し、一貫性のない行政事務と資料開示を拒む説明責任を果たさない姿勢を非難し、改めさせ、市民の生命、財産を守り、市民に寄り添い合う議会の立ち位置を明確にすべきです。
以上、今回の議案第9号令和6年度一般会計予算に対する反対討論といたします。
委員各位におかれましては、それぞれの矜持を持って判断され、一人でも多くの御賛同いただきますようお願い申し上げます。

(中略)

○松倉委員長　これで、討論を終わります。
○松倉委員長　ただいまから、採決を行います。
　まず、議案第9号、第10号、第12号から第18号まで、第23号を問題として採決いたします。
　お諮りいたします。この10件の議案は、いずれも可決すべきものと決定することに賛成の委員の起立を求めます。
〔賛成者、起立〕
○松倉委員長　起立多数であります。
　よって、この10件の議案は、いずれも可決すべきものと決定いたしました。
　北山委員。
◆北山委員　ただいま可決されました議案第9号令和6年度千歳市一般会計予算についてに対する附帯意見を提出いたします。
○松倉委員長　暫時休憩いたします。
　　（午後2時55分休憩）

（午後2時56分再開）
○松倉委員長　再開いたします。
　ただいま、北山委員から議案第9号令和6年度千歳市一般会計予算についてに対する附帯意見が提出されました。
　お諮りいたします。この際、議案第9号令和6年度千歳市一般会計予算についてに対する附帯意見を直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○松倉委員長　御異議なしと認めます。
　よって、この際、議案第9号令和6年度千歳市一般会計予算についてに対する附帯意見を直ちに議題といたします。
　提出者の説明を求めます。
◆北山委員　議案第9号令和6年度千歳市一般会計予算についてに対する附帯意見（案）について申し上げます。
　今般、質疑を行った3款民生費、2項児童福祉費、2目保育所費、学童クラブ事業費及び3款民生費、2項児童福祉費、4目児童館費、児童館管理運営事業費に包含される児童館・地域子育て支援センター運営委託料計4億677万6,000円について、受託者の選定と契約に係る手続に不透明な点があることから、事前に資料要求を行い予算質疑を行ったが、これまでに業務委託を行った3年間の実績評価を行っていないこと、また、応募があった2者の企画提案内容並びに落選者の見積提示額等が開示されず、質疑に対する答弁も不明瞭な部分が多く、受託者決定までの手続と業務委託契約の正当性について検証ができなかった。このことは、地方自治法第96条第1項第2号に規定された議会による予算の議決権を軽視し、正当な審査を阻害する行為であり、到底看過することはできないと考える。

今後については、情報公開の原則に基づき、実施事業の必要性、経常予算の妥当性、また、プロポーザル方式による委託契約の手続について具体的な根拠と選定経過が把握できる資料の明示とともに、真摯な議会対応を求める。

以上、提出する。

令和6年3月25日、予算特別委員長松倉美加様。

予算特別委員会委員、北山敬太。

以上であります。

○松倉委員長　10分間休憩いたします。

（午後2時59分休憩）

（午後3時09分再開）

○松倉委員長　再開いたします。

ただいまから、提出者への質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松倉委員長　御発言がなければ、これで質疑を終わります。

○松倉委員長　ただいまから、採決を行います。

議案第9号令和6年度千歳市一般会計予算についてに本附帯意見を付することを問題として採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号令和6年度千歳市一般会計予算についてに本附帯意見を付することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者、起立〕

○松倉委員長　起立少数であります。

よって、本附帯意見は、否決されました。

○松倉委員長　次に、議案第11号、議案第27号から第31号まで、第38号を問題として採決いたします。

お諮りいたします。この7件の議案は、いずれも可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松倉委員長　御異議なしと認めます。

よって、この7件の議案は、いずれも可決すべきものと決定いたしました。

これで、この委員会に付託されました案件は、全て審査を終了いたしました。